合 気 道 昭 和 道 場 規 則

昭和道場長

行動規範

合気道精神にのっとり、人と争うことなく常に自己を律し、下記の事項を遵守する。

- 1. 道場においては、礼節をもって相互に接し、仮にも暴力的言動やパワハラ・セクハラ行為等のないよう厳に慎む。
- 2. 合気道の精進にあたって、他武道・格闘技及び他流派との試合を行わない。
- 3. 合気道を不法な目的に使用しない。

規則

(入会・退会・休会)

別途入会及び退会規定に定める。

(月謝)

- 1. 月謝は出席回数にかかわらず、原則として毎月末日までに翌月分を支払う。
- 2. 休会届が提出された場合は、当該月の月謝を免除する。
- 3. 休会期間が終了したときは、月謝を再開する。

(服装)

- 1. 道着は無色無地の合気道着、柔道着又は空手着を使用する。ただし、他団体の名前やマークの入っていないものとする。
- 2. 上記道着は、男子は素肌のまま、女子は無地の襟なしシャツの上に着用する。ただし、男子も申し出によりシャツの着用を認める。
- 3. 道着は稽古相手の迷惑とならないよう、常に清潔なものを着用する。
- 4. 有段者は袴を着用する。
- 5. 冬季は申し出により足袋の着用を認める。
- 6. 稽古中は、イヤリング、ピアス、ネックレス等の装飾品を身に着けてはならない。

(稽古)

- 1. 稽古開始時間を厳守する。ただし、勤務等の都合による場合はこの限りではない。
- 2. 稽古においては、技の優劣を争わず、けがのないよう細心の注意を払う。
- 3. 稽古中に不要な私語をしてはならない。
- 4. 稽古中にケガをし、医療機関での治療が必要と思われるときは、指導担当者又は道場長に速やかに申告する。

(指導)

- 1. 道場の指導陣は、指導者 (7段)、指導員 (5段乃至6段)及び副指導員 (4段)からなる。
- 2. 道場における稽古指導は、当該稽古日を担当する指導者又は指導員(以下「指導者等」という)の権限及び責任において行う。
- 3. 担当指導者等は、必要と判断した場合には、指導員及び副指導員に任意の指導を依頼することができる。
- 4. 稽古日に指導者等が不在の場合には、あらかじめ道場長に任命された者が稽古指導を担当する。

(その他)

1. 放置された遺留物は、一定期間(1か月程度)保管した後、廃棄する。当該遺留物について、道場は責任を負わない。